

## 建設工事にかかる入札制度の改正について

### 1. 目的

現行の建設工事の入札制度は、予定価格1,000万円未満の工事を指名競争入札、1,000万円以上を一般競争入札で実施しています。

一般競争入札は、一定の条件を満たせばどの業者でも自由に参加出来ることから公平な入札方法であるとともに、最も経済性を発揮できる方法です。

今般の改正において、より受注意欲のある業者の入札参加機会を確保するとともに、より透明性、公平性、競争性を高めるため、入札に付する案件を原則一般競争入札とします。

### 2. 改正内容

(改正前) 予定価格130万円～1,000万円未満：指名競争入札

1,000万円以上：一般競争入札

(改正後) 予定価格130万円以上 原則 一般競争入札

### 3. 改正に伴う発注基準

6,000万円未満(地域要件：市内本店)

工種	予定価格	発注ランク
土木	130万以上800万未満	C D
	800万以上3,000万未満	B C
	3,000万以上6,000万未満	A B
建築	130万以上1,000万未満	C D
	1,000万以上6,000万未満	A B C
舗装	130万以上500万未満	C D
	500万以上1,000万未満	B C
	1,000万以上6,000万未満	A B
管・電気 その他	130万以上6,000万未満	個別設定
水道施設	130万以上3,000万未満	C D
	3,000万以上6,000万未満	A B C

6,000万円以上(地域要件：市外含む)

予定価格	発注ランク	事業者
6千万円以上 1億円未満	Bランク以上	市内及び県内隣接市町に本店または契約を委任された支店及び営業所を有する者
1億円以上 1億5千万円未満		茨城県内に本店または契約を委任された支店及び営業所を有する者

※手持ち工事制限について

現在、1,000万円以上の条件付き一般競争入札で受注機会の均等を図るため、「手持ち工事5件まで」とする制限を設けています。

今回の改正に当たり、下記のとおり変更します。

800万円以上3件 800万円未満5件  
最大5件までとします。

※電子入札範囲の拡大について

電子入札のメリットを最大限生かし、入札における更なる競争性の確保と事務の効率化につなげていきます。

本案はあくまで基本的な発注基準であり、実際の発注に当たっては、個別の工事内容や業者実績等を考慮して決定しますので、この条件が適当でないと判断した時は、参加ランクや地域要件等の変更を行います。

#### 4. 事後審査方式の導入について

一般競争入札の範囲を拡大するに当たり、入札参加者の負担軽減と入札契約事務の効率化を目的に、入札資格審査について原則 事後審査方式を導入します。

従来的一般競争入札では、資格審査を入札執行前に行っていましたが、事後審査型一般競争入札では、資格審査を入札執行後に落札候補者に対してのみ行います。

##### 事後審査方式とは

事後審査方式とは、入札執行後に最低価格で入札した業者を落札候補者とし、入札参加資格要件を満たすかどうかの審査を行い落札者を決定する方法です。満たすと判断された場合に落札者として決定し、満たさないと判断された場合は、次に低い価格で入札した業者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで繰り返します。

##### 従来との変更点

###### ① 開札について

開札の結果、「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った入札参加者」は、全て「落札候補者」となります。

落札候補者のうち、「最低の価格をもって入札を行った者」のみ資格審査を行います。

###### ② 落札決定について

開札後、最低の価格をもって入札を行った落札候補者に、審査書類を提出していただきます。書類審査の結果、入札参加資格があると認めた場合には、「落札決定通知書」を落札者に通知します。

※なお、審査書類等の詳細については、4月1日以降にホームページでご案内いたします。

#### 5. 施行期日 平成31年4月1日以降の入札案件から適用